

市民活動を寄附で応援しませんか？

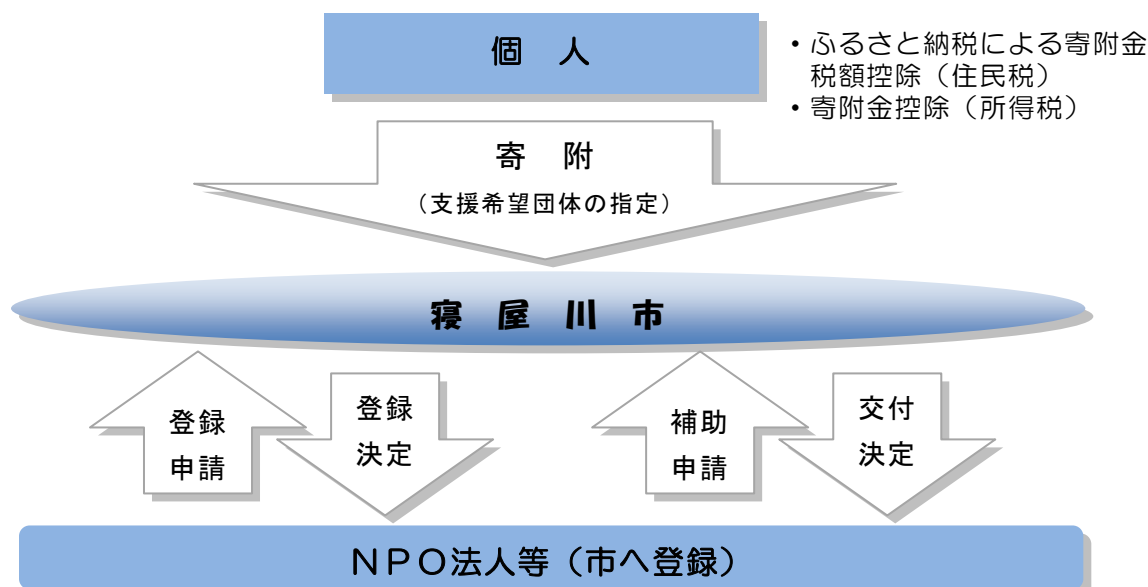
皆様が支援したいと思う寝屋川市内のNPO法人等を、皆様の寄附で応援する制度です。

この寄附は『ふるさと納税』となりますので、寄附者は税制上の優遇措置を受けることができます。

皆様のご協力をお待ちしております。



【寄附によるNPO支援】



□ポイント

- ・登録された支援希望団体（NPO法人等）を指定して寄附することができます。
- ・希望されたNPO法人等へ、寄附金額を限度に補助します。
- ・寝屋川市への寄附となるため、ふるさと納税制度による住民税・所得税について税制上の優遇措置を受けることができます。

※寄附の支援先として指定できるのは、寝屋川市に登録されているNPO法人等です。

※寄附者がその寄附によって特別の利益を受けることが認められた場合（例えば、寄附者が指定したNPO法人の正会員で、寄附によって会費の減額を受ける場合など）は、税制上の優遇措置を受けることができません。

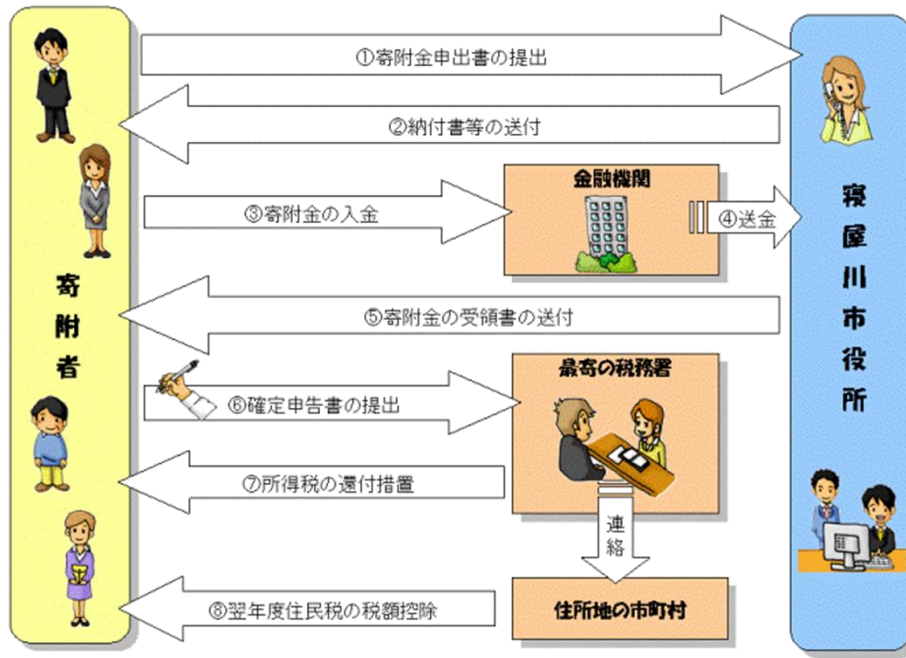
※補助金額は事業費の額が上限となります。寄附金額が事業費を上回っても、差額を寄附者に返還することはできないなど、希望に添えない場合があります。

※ふるさと納税制度による税額控除等を受けるためには、税務署への所得税確定申告が必要です。（所得税が課税されていないなど、住民税のみ税額控除を受けようとする場合は、市町村の窓口で住民税申告をしてください。）税額控除を受ける際に所得税確定申告を行わなくても寄付金控除を受けられる「ふるさと納税ワンストップ特例制度」が創設されています。税控除については財務部 税務室 市民税課、そのほかについては企画政策課にお問い合わせください。

□補助制度（NPO支援補助金）の概要

- ・ 目的：NPO法人等が行う公益性のある事業に対して、ふるさと納税の活用により補助金を交付し、市民活動の促進を図ります。
- ・ 対象：市内NPO法人等（登録団体のみ）
- ・ 補助限度額：指定された支援希望団体に対する寄附金の額
- ・ 補助対象期間：4月1日～翌年3月31日

ふるさと納税の手続き



寄附のお申込みは

■寄附金申出書のご提出

寄附金にご協力いただける方は、「寄附金申出書（市民活動支援用）」により、郵便・FAX・メール等で寝屋川市にご連絡ください。

寄附金申出書は、市役所にあります。下記ホームページからもダウンロードできます。

■納付書の送付・ご入金

寄附金申出書を受け取ってから、納付書を郵送いたします。納付書が届きましたら、寝屋川市公金取扱金融機関からご入金ください。

寄附を受けようとする団体は

■団体登録のお申込み

団体登録を希望するNPO法人等は「団体登録申請書」によりお申込みください。随時受け付けています。寝屋川市内に主たる事務所があるNPO法人または5名以上の市民活動団体で、主に市内で活動しているなど、登録要件に基づき審査した上で登録します。

寝屋川市に寄附した場合の税制上の優遇措置

■個人住民税における寄附金税額控除

寄附金税額控除として、住民税の所得割額から控除されます。

控除方式	税額控除方式
控除率	適用下限額を超える部分について一定の限度まで所得税と合わせて全額控除します。 【税額控除額の計算方法】 次の(1)と(2)の合計額を税額控除 (1) [地方公共団体に対する寄附金－適用下限額] × 10% (2) [地方公共団体に対する寄附金－適用下限額] × [90%－(寄附者に適用される所得税の限界税率)] ※(2)の額については、個人住民税所得割額の2割(平成26年以前に寄附した分は1割)を限度とします。
控除対象限度額	総所得金額等の30% (地方公共団体に対する寄附金以外の寄附金との合計額)
適用下限額	2千円(平成24年度以降)

■所得税における寄附金控除

寄附金控除として、次の金額を所得から差し引くことができます。

次のいずれか少ないほうの金額－2,000円

- ・寄附金額
- ・総所得金額等の合計額の40%相当額



〒572-8555 大阪府寝屋川市本町1番1号 寝屋川市人・ふれあい部市民活動振興室

TEL : 072-824-1181 FAX : 072-825-2638

E-mail : siminkatudo@city.neyagawa.osaka.jp

HP : http://www.city.neyagawa.osaka.jp/organization_list/keieikikaku/kikakuseisaku/kifukin/1379041833703.html

